

発行：岡山労働基準監督署 〒700-0913 岡山県岡山市北区大供 2-11-20



## 年頭のご挨拶 岡山労働基準監督署長 岡田 康浩

平成最後となる新年を迎えるに当たり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

さて、労働行政の最重要課題「働き方改革」ですが、いよいよ今年4月より関連する法律が順次施行されます。「時間外労働の上限規制」「年次有給休暇の時季指定義務」などです。私どもでは円滑な法施行に向け、関係各方面への周知や中小企業への支援などにしっかりと取り組んでまいります。また、人手不足、高齢化などを遠因に多発している労災の防止対策にも取り組んでまいりますので、今後とも、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます。



## シリーズ「働き方」が変わります～第5回～ 「フレックスタイム制」を拡充します

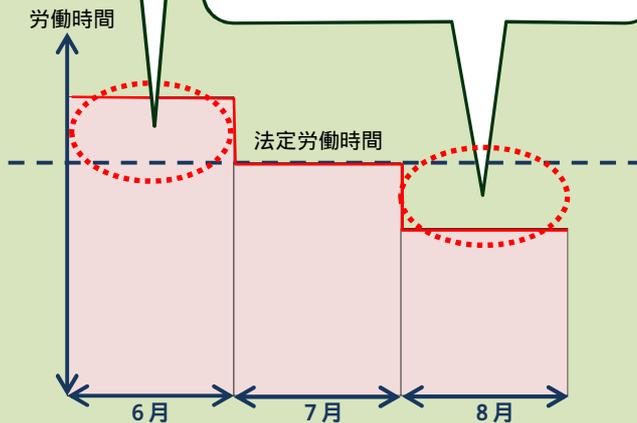
施行：2019年4月～

### 【現在】

労働時間の清算期間：1か月

1か月単位で清算するため、この分の割増賃金を支払う必要がありました。

所定労働時間 働いていない場合、欠勤扱いとなっていました。  
通常は法定労働時間以内で設定



### 【改正後】

労働時間の清算期間：3か月

清算期間が3か月になると・・・  
6月に働いた時間分を、  
8月の休んだ分に振り替えできます。

3か月の平均で法定労働時間以内にすれば、割増賃金の支払いは必要ありません。

6月に働いた時間分があるので、8月は働かなくても欠勤扱いとはなりません。

例えば、こんなメリットがあります！

「6・7・8月の3か月」の中で労働時間の調整が可能となるため、子育て中の親が8月の労働時間を短くすることで、夏休み中の子どもと過ごす時間を確保しやすくなります。

子育てや介護といった生活上のニーズに合わせて労働時間が決められ、より柔軟な働き方が可能になります。



### 最低賃金制度って何？

- 働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されるんです。



### 岡山県 最低賃金

平成30年  
10月3日から  
〈時間額〉

807円

26円  
UP

労働条件・賃金・労働時間等のお問い合わせは  
労働者の安全と健康確保のお問い合わせは  
労災保険・労働保険等のお問い合わせは  
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第1～4方面 (086-225-0591)  
安全衛生課 (086-225-0592)  
労災課 (086-225-0593)  
総合労働相談コーナー (086-283-4540)



厚生労働省 岡山労働局  
岡山労働基準監督署

# 「墜落制止用器具」に係る法律改正に係るよくあるQ & Aについて

「墜落制止用器具」の法律改正について多くのお問い合わせをいただいていることより、代表的なQ & Aを掲載します。

## Q.1

施行日(2019.2.1)以降、胴ベルト型墜落制止用器具は高さ 6.75m を超える箇所で使用できなくなるのか。

## A

使用できません。ただし、経過措置により、2019年8月以前に製造された安全帯であって、旧規格に適合しているものについては、2022年1月までの間、要求性能墜落制止用器具とみなされますので、高さに関わらず使用可能です。

## Q.2

高さ 2 m 以上の箇所でフルハーネス型を使っている人は、全員、特別教育を行わなければならないか。

## A

法令で特別教育が義務付けられるのは、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務」に限られます。したがって、作業床が設けられている箇所における作業、胴ベルト型墜落制止用器具を用いて行う作業については、特別教育は義務づけられません。

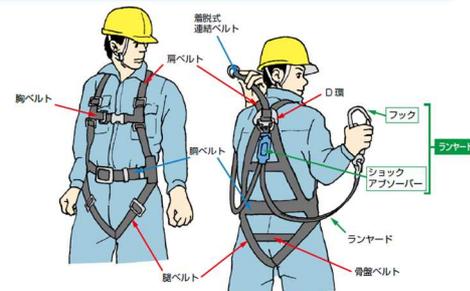
## Q.3

高さ 6.75m を超える箇所で作業と、高さ 6.75m 以下の箇所で作業が混在するとき、常時フルハーネス型を使ってもよいか。

## A

問題ありません。

フルハーネス型は高さによる使用制限はなく、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」においても「墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること」とされています。なお、より確実に機能させるために、取付設備の高さや作業者の体重に応じたショックアブソーバのタイプとランヤードの長さ（ロック付き巻取り器を備えるものを含む。）を適切に選択することにも留意してください。



### 法律改正のポイント

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。また、「墜落制止用器具」として認められるのは「ハーネス型（一本つり）」及び「胴ベルト型（一本つり）」となります。

### 法律改正のポイント

高さ 2 m 以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での「墜落制止用器具」は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

### 法律改正のポイント

高さ 2 m 以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合等特に危険性の高い業務で、フルハーネス型を使用して行う作業に就く場合、安全衛生特別教育が必要となります。

## 労働災害発生状況

2018年発生件数と昨年同時期比較（死亡 12/20 速報値、休業 11/30 速報値）

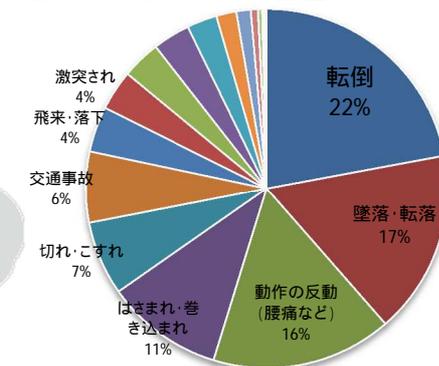
業種	2018年		2017年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	2	188	1	198	1	10
金属製品	0	34	0	39	0	5
機械器具	1	27	1	36	0	9
化学工業	0	24	0	17	0	7
食料品	0	56	0	47	0	9
その他	1	47	0	59	1	12
建設業	2	77	1	77	1	0
運輸交通業	0	153	1	128	1	25
旅客	0	19	0	17	0	2
道路貨物	0	134	1	111	1	23
第三次産業	3	343	4	313	1	30
商業	1	98	3	102	2	4
保健衛生	0	83	0	79	0	4
接客娯楽	0	57	0	42	0	15
その他	2	105	1	90	1	15
その他の業種	0	19	0	15	0	4
全産業	7	780	7	731	0	49

「休業」は休業4日以上の災害

## 労働災害件数増加で推移

2018年の労働災害は前年比同期比で49件増(+6.7ポイント)となっています。特に、運輸交通業及び第三次産業における増加が顕著で、その原因のひとつとして深刻な人手不足が起因していると思われます。

事故の型別の発生状況をみると、「転倒」(22%)、「墜落・転落」(17%)、「動作の反動・無理な動作」(16%)、「はさまれ・巻き込まれ」(11%)の順となっています。特に「転倒」は全業種において発生しており、路面凍結などによる転倒件数が大幅に増加する1~2月は注意が必要です。また、「動作の反動・無理な動作」の大半はいわゆる「腰痛」です。こちらも全産業において発生しており、年々その比率は増加傾向です。



※2018年の労働災害件数は2019年3月に最終集計となります

## 新人です 日々責任の重さを感じています



労働基準監督官に任官し、岡山に赴任して、日々、事業主の方からの問い合わせや労働者の方からのご相談に応じている新人です。

さて、仕事ですが、監督署の窓口や電話対応で特に気を使うのは、分からないことを決して曖昧なままにしないことです。監督署の対応によっては、労使に多大な影響を及ぼすこともあるので、難問は一人で勝手に判断せず、必ず組織的に対応するよう心掛けています。

ところで赴任以来9か月、岡山の生活にもすっかり慣れてきました。特産の桃やマスカット、海の幸、素敵ですね。岡山の皆さまはとても親切で、この街がすっかり好きになりました。

少しでも早く皆さまから信頼いただける労働行政の実戦力になるため、ベテランの先輩方たちに追い付けるよう研鑽に努めたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

労働基準監督官 若杉 茉由子（平成30年度任官）